

ID: 200

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	収入超過者に対する使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市営住宅条例 第28条第1項		
例 規 番 号	平成13年条例第132号		
【根拠条文】 (収入超過者に対する使用料) 第28条 収入超過者は、第13条第1項の規定にかかわらず、第26条第1項の規定による認定に係る期間(当該使用者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を市営住宅の使用料として納付しなければならない。 2 市長は、前項に定める市営住宅の使用料を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項(第14条第1項ただし書に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項)に規定する方法によらなければならない。 3 第15条から第17条までの規定は、第1項の市営住宅の使用料について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日